

# 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付

## ～手続き等のご案内～

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、子育て世帯を支援する臨時特別的な給付金が支給されます。

### 支給対象となる方（以下の子どもを養育している方）

- ①令和3年9月分（9月出生の場合は10月分）の児童手当支給対象となる児童（特例給付を除く）
  - ②令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童手当（特例給付を除く）の支給対象者（新生児）
  - ③高校生年齢（平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれ）の児童（配偶者を有している者は除く）
- ※養育している方の所得が、児童手当の特例給付相当となっている方は対象外です  
※就学のため別居している児童（他市町村に住民票を移している方）や、児童に収入がある場合も対象になります

### 支給金額

養育する児童1人につき 10万円



### 申請が不要の方（①、②の方については支給済です）

- ①長万部町から令和3年9月分の児童手当が支給された人（特例給付を除く）  
※養育している児童が、中学生までの児童と高校生年齢の児童が含まれる場合は、高校生年齢の児童についても申請は不要です。ただし、就学等により養育者と別世帯になっている場合は申請が必要です。
- ②令和3年9月1日から11月30日までに生まれた児童手当（特例給付を除く）の支給対象児童（新生児）がいる人で児童手当の手続きをした人

### 申請が必要な方

- ③令和3年12月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童手当（特例給付を除く）の支給対象児童（新生児）がいる方
  - ④令和3年9月30日時点で長万部町に住民票があり、高校生年齢（平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれ）の児童のみを養育する人
  - ⑤公務員の方（令和3年9月30日（基準日）に長万部町に住民票がある人）
- ※③～⑤の方は、申請が必要ですので申請書等の提出をお願いします。**

**【申請・お問い合わせ先】町民課戸籍医療年金係（電話2-2453）**

## 電話設備の不具合による改修工事のお知らせ

10月に発生した役場庁舎電話設備の不具合について、現在、改修工事を令和4年3月に完了予定で実施しております。

それまでの間、アナログ回線による仮設備での対応となりますので、電話が繋がりにくい場合があります。繋がらない場合は、時間をおいてかけ直すか、違う部署の直通電話へおかけ直し下さい。

皆様には、大変ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願い致します。

代 表	課：2-2000	町 民 課	課：2-2453	議 会 事 務 局	課：2-2173
総 務 課	課：2-2451	保 健 福 祉 課	課：2-2454	教 育 委 員 会	課：2-2748
まちづくり推進課	課：2-2450	産 業 振 興 課	課：2-2455	農 業 委 員 会	課：2-2191
新幹線推進課	課：2-2450	建 設 課	課：2-2456	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	課：2-2016
税 務 課	課：2-2452	水 道 ガ ス 課	課：2-2862・2-2915		